

【新旧対照表】

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
		四万十町一般職の職員の旅費に関する条例（平成18年四万十町条例第44号）に規定する旅費相当額	<u>教育委員会委員長</u>	<u>月額</u> 63,000円	四万十町一般職の職員の旅費に関する条例（平成18年四万十町条例第44号）に規定する旅費相当額
教育委員会委員	月額 47,000円		教育委員会委員	月額 47,000円	
（略）			（略）		
選挙長・開票管理者	<u>日額</u> 10,600円		選挙長・開票管理者	<u>選挙1回につき</u> 10,600円	
（略）			（略）		
開票・選挙立会人	<u>日額</u> 8,800円		開票・選挙立会人	<u>選挙1回につき</u> 8,800円	
（略）			（略）		
（略）			（略）		